

電気通信設備設置契約書

最高裁判所(以下「甲」という。)と株式会社NTTドコモ(以下「乙」という。)は、乙が提供する携帯電話サービス用のビル内電気通信設備の設置等に関し、次のとおり契約を締結する。

(設備の設置)

第1条 甲は、乙が下記の電気通信設備(以下「本件設備」という。)を下記の設置場所(以下「設置場所」という。)に設置することを承諾し、設置場所を乙に無償で貸し付ける。

記

電気通信設備: [REDACTED]
(設備内訳: [REDACTED])
設置場所: [REDACTED]

以上

2. 本件設備の所有権は、乙に帰属する。

(負担金)

第2条 前条の本件設備設置にかかる費用は乙の負担とし、甲の負担金は発生しないものとする。

(期間)

第3条 本契約の期間は [REDACTED] とする。なお、当該期間満了日の6ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による通知のない場合には、満了日の翌日から起算して1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(電気代)

第4条 本件設備に係る電気代は、甲の負担とする。

(下請)

第5条 乙は、自己の責任において本件設備の設置、維持等を乙の指定する者に行わせることができる。

(設置場所への立入り)

第6条 乙及び乙の指定する者は、本件設備の設置、維持等のため、事前に甲に通知することにより、本件設備の設置場所へ立入ることができる。

2. 前項の立入りについて、甲は乙の作業が円滑かつ迅速に行えるよう合理的な範囲内において協力するものとする。

(本件設備の維持等)

第7条 本件設備は、乙の携帯電話サービス用の電気通信設備として乙によって維持、保守、修理(以下「維持等」という。)されるものとし、乙は自らの責任と負担において本件設備の維持等を行う。

(本件設備の移設)

第8条 甲及び乙は、本件設備の移設が必要となった場合、移設工事着手予定日の3ヶ月前迄に書面にて相手方に通知するものとし、本件設備の移設は乙が行うものとする。なお、移設費用は、乙の負担とするものとする。

(電波発射の停止)

第9条 乙は、次のいずれかの事由があるときは、甲に対し事前に通知することにより、本件設備からの電波発射を停止することができる。但し、乙の通信設備が故障又は滅失したとき等、止むを得ず事前に通知できない場合は、事後遅滞なく甲に対し報告するものとする。

(1) 乙が本件設備の維持等、又は本件設備に関連する乙の他の通信設備に必要な工事等を行うとき。

(2) 乙の携帯電話サービスの品質保持のため、乙が必要と認めるとき。

2. 前項に基づき電波発射を停止した場合、甲は乙に対する異議申立て及び補償等一切の請求をすることができない。

(本件設備の保管)

第10条 甲は、善良なる管理者の注意をもって本件設備を保管する。

(通知)

第11条 甲は、本件設備の毀損その他の異状を認めるときは、速やかに乙に通知する。

(禁止事項)

第12条 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に掲げる事項を行うことができない。

(1) 本件設備の分解、改造その他現状の変更を行うこと

(2) 本件設備を移設すること

(3) 本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡又は承継すること。

(秘密保持及び個人情報の取り扱い)

第13条 甲及び乙は、相手方から開示された技術上及び業務上の情報を秘密に保持し、事前に相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示、漏洩しない。

2. 前項の規定は本契約の終了後も有効とする。

3. 乙は、本契約の履行に関連して取得した氏名、住所、連絡先等の個人情報(以下「個人情報」という。)を適切に取り扱うものとし、設備の設置・維持等、その他本契約に関連する業務のために、自ら使用することができる。

4. 乙は、個人情報のうち氏名、住所、連絡先に限り、工事に伴う手続きのために、行政機関等に提供することができる。

(本契約の解除、終了)

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号に掲げる事項の一に該当するときは、何等催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 本契約の規定の一にでも違背したとき

(2) 保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分等の処分を受け、支払の停止又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算の申立てがあったとき

(3) 支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 営業を廃止したとき

- (5) 相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
2. 乙は、設置場所につき差押え又は仮差押えもしくは仮処分等の保全処分がなされたときは、何等催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
 3. 不可抗力により本件設備が使用不能となったときは、本契約は当然に終了するものとする。

(甲の都合による解約)

第15条 甲は、自己の都合により本契約を解約する場合、解約予定日の6ヶ月前迄に乙に対し、書面にて通知するものとする。

(乙の都合による解約)

第16条 乙は、自己の都合により本契約を解約する場合、解約予定日の6ヶ月前迄に甲に対し、書面にて通知するものとする。

(本契約終了後の措置)

第17条 本契約が期間満了、解除又は解約により終了したときは、乙は直ちに電波発射を中止するとともに協議の上、本件設備の撤去、設置場所の原状回復をするものとし、甲は、乙による本件設備の撤去、設置場所の原状回復に協力する。なお、本件設備の撤去、設置場所の原状回復の費用については、乙の負担とする。

(損害賠償)

- 第18条 乙は、甲又は甲の代理人、使用人もしくは請負人等の故意または過失により、自己又は本件設備に損害を受けたときは、甲に対して賠償を請求できるものとする。
2. 甲は、乙又は乙の代理人、使用人もしくは請負人等の故意または過失により、自己又は設置場所に損害を受けたときは、乙に対して賠償を請求できるものとする。
 3. 甲又は乙は、天災地変、自然災害もしくは火災盗難等、甲又は乙の責に帰すべからざる事由により相手方に与えた損害については、双方互いに賠償の責を負わない。

(管轄裁判所)

第19条 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲及び乙は、次の各号のいずれか一にも該当していないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という。)であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに書面にて本契約を解除することができるものとする。
4. 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき生じた疑義は、甲乙協議の上解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2016年 9 月 1 日

東京都千代田区隼町4番2号
甲 最高裁判所
事務総局経理局長 笠井之彦

東京都千代田区永田町二丁目11番1号
乙 株式会社NTTコム
代表取締役社長 吉澤 和